

令和5年6月7日開会

むつ市議会第256回定例会提案理由

ただいま上程されました 31 議案 9 報告について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第 34 号 むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備を利用して多機能端末機により印鑑登録証明書を交付することができるようになることから、所要の条文整備をするためのものがあります。

次に、議案第 35 号 むつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、組織改編に伴い、所要の条文整理をするためのものがあります。

次に、議案第 36 号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び議案第 37 号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。これら 2 議案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税及び介護保険料の減免の対象期間を令和 5 年 9 月 30 日まで延長するためのものがあります。

次に、議案第 38 号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整理をするためのものがあります。

次に、議案第 39 号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、田名部まちなか住宅を市営住宅として追加するほか、単身世帯の増加等市営住宅を取り巻く状況の変化を踏まえ、所要の条文整備をするためのものがあります。

次に、議案第 40 号 むつ市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例を廃止する条例、議案第 41 号 むつ市育英基金の特例に関する条例及

びむつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例を廃止する条例並びに議案第42号 むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例を廃止する条例についてであります。これら3議案は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行したことにより、宿泊療養施設内における作業等に係る特殊勤務手当を廃止し、むつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与及びむつ市感染症対策あんしん飲食店等認定制度を終了するためのものであります。

次に、議案第43号 財産の取得についてであります。本案は、むつ市消防団むつ消防団第10分団に配備しております消防ポンプ自動車について、老朽化が著しいことから車両を更新するためのものであります。

次に、議案第44号 市道路線の変更についてであります。本案は、赤川地区の災害復旧に伴い、赤川2号線の終点を変更するためのものであります。

次に、議案第45号から議案第63号までのむつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてであります。これら19議案は、本年7月14日をもって任期が満了となります。むつ市農業委員会の委員に、柴田峯生氏、村口利光氏、杉山重一氏、柏谷均氏、林忠久氏、齊藤榮佐男氏、坂本正一氏、畑中光政氏、立花幸雄氏、鴨田輝雄氏、水戸隆璽氏、嶋影秀子氏、中嶋寿樹氏、蛭名修一氏及び新堂真氏を再任し、新たに、面村一松氏、佐々木貢氏、中村貞幸氏及び浜田昭彦氏を任命いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第64号 令和5年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、1億6,674万3,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、414億9,957万8,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。総務費では、離島航路に係る補助金を増額しております。

民生費には、物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯に対する青森県ひとり親世帯等臨時特別給付金給付事業費を計上しておりますほか、衛生費には、新型コロナウイルスワクチン個別接種に御協力いただく診療所に対して、その取組を支援するため、新型コロナウイルスワクチン個別接種体制確保事業費を計上しております。

商工費には、アフターコロナにおける地域内の消費喚起、着地型観光客の増加等を目的としたイベントを開催する団体等を支援するため、にぎわい向上イベント推進事業費を計上しております。

次に、歳入についてであります。国・県支出金には歳出との関連において補助見込額を計上し、市債では事業との関連において借入見込額を増額しておりますほか、繰入金では補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩しております。

なお、（仮称）むつ市防災食育センター建設事業について、債務負担行為を追加しております。

次に、報告第9号についてであります。これは、令和4年度むつ市一般会計において設定しておりました繰越明許費について、繰越計算書を調製いたしましたので、報告するものであります。

次に、報告第10号についてであります。これは、令和4年度むつ市一般会計において、やむを得ない事由により、年度内に完了しなかった事業に係る事故繰越しについて、報告するものであります。

次に、報告第11号についてであります。これは、令和4年度むつ市水道事業会計において、継続費を設定しております事業に係る逡次繰越しについて、報告するものであります。

次に、報告第12号についてであります。これは、令和4年度むつ市下水道事業会計において、翌年度に予算を繰り越した事業について、報告するものであります。

次に、報告第13号についてであります。これは、地方税法等の一部改正に伴い、むつ市税条例の一部を改正する条例を専決処分したもの

で、森林環境税の導入に係る改正等をしております。

次に、報告第14号についてであります。これは、地方税法施行令の一部改正に伴い、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、国民健康保険税に係る課税限度額の引上げ及び低所得者に対する軽減措置の拡充をしております。

次に、報告第15号についてであります。これは、関係省令の一部改正に伴い、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、固定資産税の不均一課税に係る適用期限を延長し、対象地域から過疎地域に係る措置の対象地区を除くほか、所要の条文整備をしております。

次に、報告第16号についてであります。これは、関係省令の一部改正に伴い、むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、固定資産税の課税免除に係る適用期限を延長しております。

次に、報告第17号についてであります。これは、令和4年度むつ市一般会計補正予算でありまして、事業費の確定及び決算見込みにより、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました31議案9報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決、御同意及び御承認賜りますようお願い申し上げます。

令和5年6月7日開会

むつ市議会第256回定例会議案

目 次

議案第 3 4 号	むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第 3 5 号	むつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第 3 6 号	むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	9
議案第 3 7 号	むつ市介護保険条例の一部を改正する条例	11
議案第 3 8 号	むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	13
議案第 3 9 号	むつ市営住宅条例の一部を改正する条例	15
議案第 4 0 号	むつ市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例を廃止する条例	25
議案第 4 1 号	むつ市育英基金の特例に関する条例及びむつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例を廃止する条例	27
議案第 4 2 号	むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例を廃止する条例	29
議案第 4 3 号	財産の取得について (消防ポンプ自動車)	31
議案第 4 4 号	市道路線の変更について	33
議案第 4 5 号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	37
議案第 4 6 号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	39
議案第 4 7 号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	41
議案第 4 8 号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	43
議案第 4 9 号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	45
議案第 5 0 号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	47
議案第 5 1 号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	49
議案第 5 2 号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	51
議案第 5 3 号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	53

議案第54号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	55
議案第55号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	57
議案第56号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	59
議案第57号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	61
議案第58号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	63
議案第59号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	65
議案第60号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	67
議案第61号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	69
議案第62号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	71
議案第63号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	73
議案第64号	令和5年度むつ市一般会計補正予算	75
報告第9号	令和4年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書	77
報告第10号	令和4年度むつ市一般会計事故繰越し繰越計算書	83
報告第11号	令和4年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書	87
報告第12号	令和4年度むつ市下水道事業会計予算繰越計算書	91
報告第13号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市税条例の一部を改正する条例)	97
報告第14号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	107
報告第15号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)	111
報告第16号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)	115
報告第17号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和4年度むつ市一般会計補正予算)	119

議案第34号

むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備を利用して多機能端末機により印鑑登録証明書を交付することができるようになることから、所要の条文整備をするためのものである。

むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

むつ市印鑑登録及び証明に関する条例（平成2年むつ市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第16条の2中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

むつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

むつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

組織改編に伴い、所要の条文整理をするためのものである。

むつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

むつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年むつ市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第4号中「脇野沢庁舎管理課」を「脇野沢庁舎総合課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 36 号

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

むつ市国民健康保険税条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 7 日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免の対象期間を令和 5 年 9 月 30 日まで延長するためのものである。

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

むつ市国民健康保険税条例（平成19年むつ市条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第21項中「令和5年3月31日」を「令和5年9月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第21項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

議案第 37 号

むつ市介護保険条例の一部を改正する条例

むつ市介護保険条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免の対象期間を令和5年9月30日まで延長するためのものである。

むつ市介護保険条例の一部を改正する条例

むつ市介護保険条例（平成12年むつ市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第15条第1項中「令和5年3月31日」を「令和5年9月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第15条第1項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

議案第38号

むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整理をするためのものである。

むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年むつ市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第30条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 39 号

むつ市営住宅条例の一部を改正する条例

むつ市営住宅条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 7 日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

田名部まちなか住宅を市営住宅として追加するほか、単身世帯の増加等市営住宅を取り巻く状況の変化を踏まえ、所要の条文整備をするためのものである。

むつ市営住宅条例の一部を改正する条例

むつ市営住宅条例（平成9年むつ市条例第20号）の一部を次のように改正する。
第1条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 市営住宅の設置及び管理（第3条—第40条）

第3章 法第45条第1項に基づく公営住宅の社会福祉事業等への活用（第41条—第47条）

第4章 法第45条第2項に基づく公営住宅のみなし特定公共賃貸住宅としての活用（第48条—第52条）

第5章 補則（第53条—第56条）

附則

第1章 総則

第1条中「公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づく」を削り、「法令」を「公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特優賃法」という。）、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令等」に改める。

第2条第1号中「市営住宅」を「公営住宅」に改め、同条第5号中「法第33条第2項の規定により」を「市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるために」に改め、同号を同条第8号とし、同条第4号中「市営住宅建替事業」を「公営住宅建替事業」に改め、同号を同条第7号とし、同条第3号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 所得 特優賃法施行規則第1条第4号に規定する所得をいう。

第2条第2号中「）第1条」を「。以下「法施行規則」という。）第1条並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「特優賃法施行規則」という。）第19条」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 特定公共賃貸住宅 市が建設を行い、特優賃法第3条第4号イ又はロに掲げる者（以下「中堅所得者等」という。）に賃貸するための住宅及びその附帯施

設で、特優賃法第18条第2項の規定による国の補助に係るものをいう。

(3) 市営住宅 公営住宅及び特定公共賃貸住宅をいう。

第2条の次に次の章名を付する。

第2章 市営住宅の設置及び管理

第6条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了

(4) 公営住宅建替事業による公営住宅の除却

第6条に次の4号を加える。

(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第109号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

(6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却

(7) 現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて入居者を募集しようとしている公営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

(8) 公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

第7条の見出し中「入居者」を「公営住宅の入居者」に改め、同条第1項中「市営住宅」を「公営住宅」に改め、「できる者は、」の次に「少なくとも」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「前項第1号ただし書の市長が認める者に該当する」を「入居の要件を満たす」に改め、同条第4項第1号イを次のように改める。

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

第7条第4項第1号に次のように加える。

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

第7条の次に次の1条を加える。

（特定公共賃貸住宅の入居者の資格）

第7条の2 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 特優賃法施行規則第26条各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 暴力団員でないこと。
- (3) 市税等を滞納していない者であること。

2 特優賃法施行規則第7条第2号及び第26条第5号から第7号までに規定する市長が定める額は、48万7,000円とする。

第8条中「市営住宅の用途」を「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途」に、「当該市営住宅」を「当該公営住宅」に、「市営住宅に」を「公営住宅に」に、「前条第1項各号」を「第7条第1項各号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る公営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる公営住宅の入居者は、第7条第1項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

第9条第1項中「前2条」を「前3条」に改め、同条第2項中「入居者を」を「前項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければ

ならない旨を通知しなければならない。

第10条第1項第5号中「収入」の次に「（特定公共賃貸住宅の入居者にあつては、所得。第16条、第26条、第27条及び第36条において同じ。）」を加える。

第12条第1項第1号中「（市内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。）2人の連署する」を「（家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）第5条の登録を受けた家賃債務保証業者であつて、市長が適当であると認めるものを含む。）の署名する」に改め、同条に次の1項を加える。

5 入居決定者は、第3項により通知された入居可能日から7日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

第15条の見出し中「家賃」を「公営住宅の家賃」に改め、同条第1項中「市営住宅」を「公営住宅」に、「次条第2項」を「第16条第2項」に、「（第3項）」を「（第4項）」に改め、同条第2項中「市営住宅」を「公営住宅」に、「次条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 市長は、公営住宅の入居者（法施行規則第8条で定める者に該当する者に限る。）が第16条に規定する収入の申告をすること及び第36条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条で定めるところにより、第36条第1項の規定による書類の閲覧等により把握した当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第15条の次に次の1条を加える。

（特定公共賃貸住宅の家賃の決定）

第15条の2 特定公共賃貸住宅の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう市長が定める額とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう特定公共賃貸住宅の家賃を変更することができる。

(1) 物価の変動に従い当該家賃を変更する必要があると認めるとき。

(2) 近傍同種の住宅の家賃又は他の特定公共賃貸住宅の毎月の家賃との均衡上必要があると認めるとき。

(3) 特定公共賃貸住宅について改良を施したことに伴い当該家賃を変更する必要があると認めるとき。

第16条第2項中「申告」の次に「又は第36条第1項の規定による書類の閲覧等」を加える。

第17条第1項中「第7条第1項第2号の」を「第7条第5項に定める」に、「市営住宅」を「公営住宅」に改め、同条第2項中「市営住宅」を「公営住宅」に改める。

第18条中「市営住宅」を「公営住宅」に改める。

第19条第1項中「市営住宅」を「公営住宅」に改め、「第15条第1項」の次に「及び第5項」を、「第8条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第20条第1項中「市営住宅」を「公営住宅」に改め、「及び」の次に「第5項並びに」を加え、同条第2項中「市営住宅」を「公営住宅」に改める。

第21条の見出し中「市営住宅建替事業及び市営住宅」を「公営住宅建替事業及び公営住宅」に改め、同条中「市営住宅」を「公営住宅」に改め、「第15条第1項」の次に「若しくは第5項」を加え、「令第11条」を「令第12条」に改める。

第22条第1項及び第3項中「市営住宅」を「公営住宅」に改める。

第24条第1項中「市営住宅」を「公営住宅」に改め、「その者が」の次に「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は」を加え、同条第2項中「市営住宅建替事業」を「公営住宅建替事業」に、「市営住宅に」を「公営住宅に」に改める。

第28条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、借上げに係る公営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。

第29条に次のただし書を加える。

ただし、市長が当該入居者の負担とすることが適当でないとき、この限りでない。

第29条第3号中「の使用」を「給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持管理」に改める。

第36条第1項中「第15条第1項」の次に「若しくは第5項」を加え、同条に次の1項を加える。

3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

第37条の見出し中「市営住宅建替事業」を「公営住宅建替事業」に改め、同条第1項中「市営住宅建替事業」を「公営住宅建替事業」に、「市営住宅に」を「公営住宅に」に改め、同条第2項及び第3項中「市営住宅」を「公営住宅」に改める。

第38条の見出し中「市営住宅」を「公営住宅」に改め、同条中「市営住宅建替事業」を「公営住宅建替事業」に、「市営住宅の」を「公営住宅の」に、「市営住宅に」を「公営住宅に」に改める。

第40条第1項中第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。

第40条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。

第40条第4項中「第5号まで」を「第6号まで及び第8号」に改め、同条に次の2項を加える。

5 市長は、公営住宅が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

6 市長は、公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該公営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をすることができる。

第41条及び第42条を削る。

第43条の見出しを「（使用許可）」に改め、同条第1項中「市営住宅」を「公営住宅」に改め、同条を第41条とし、同条の前に次の章名を付する。

第3章 法第45条第1項に基づく公営住宅の社会福祉事業等への活用

第44条中「市営住宅」を「公営住宅」に改め、同条を第42条とする。

第45条第2項中「市営住宅」を「公営住宅」に改め、同条を第43条とする。

第46条中「市営住宅」を「公営住宅」に改め、同条後段中「第44条第2項」を「第42条第2項」に、「第49条」を「第47条」に改め、同条を第44条とする。

第47条中「市営住宅」を「公営住宅」に改め、同条を第45条とする。

第48条中「市営住宅」を「公営住宅」に、「第44条第1項」を「第42条第1項」に改め、同条を第46条とする。

第49条中「市営住宅」を「公営住宅」に改め、同条を第47条とする。

第50条を第56条とし、同条の前に次の1章並びに章名及び3条を加える。

第4章 法第45条第2項に基づく公営住宅のみなし特定公共賃貸住宅としての活用

(使用許可)

第48条 市長は、その区域内に特優賃法第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の中堅所得者等の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公営住宅を中堅所得者等に使用させることが必要であると認めるときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅をこれらの者に使用させることができる。

(特定優良賃貸住宅制度に基づく管理)

第49条 市長は、公営住宅を前条の規定に基づいて使用させる場合にあっては、当該公営住宅を特優賃法施行規則第24条に定める基準に従って管理する。

(入居資格)

第50条 第48条の規定により公営住宅を使用することができる者は、第7条の規定にかかわらず、第7条の2に規定する条件を具備する者でなければならない。

(家賃)

第51条 第48条の規定により使用に供される公営住宅の毎月の家賃は、第15条第1項若しくは第5項、第19条第1項又は第20条第1項の規定にかかわらず、当該公営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。

2 前項の入居者の収入の申告等については、第16条の規定を準用する。

3 第1項の近傍同種の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算定した額とする。

(準用)

第52条 第48条の規定による公営住宅の使用については、前3条に定めるもののほか、第5条、第6条、第9条から第14条まで、第21条、第25条から第33条まで、第36条から第40条まで及び第54条の規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「前3条」とあるのは「第50条」と、第25条第1項中「第22条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、第36条第1項中「第15条第1項若しくは第5項、第19条第1項若しくは第20条第1項の規定による家賃の決定、第26条（第19条第2項又は第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若

しくは徴収猶予、第22条第1項の規定による明渡し請求、第23条の規定による住宅のあっせん等、第27条第4項の規定による敷金の減免若しくは徴収猶予又は第38条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第51条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

第5章 補則

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

第53条 市長は、市の職員のうちから、市営住宅監理員を任命する。

- 2 市営住宅監理員は、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を行う。
- 3 市長は、市営住宅監理員の職務を補助させるため、市営住宅管理人を置くことができる。
- 4 市営住宅管理人は、市営住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。

(立入検査)

第54条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員若しくは市長の指定した職員に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に入居している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅に入居している者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(過料)

第55条 市長は、入居者が詐欺その他不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

別表金谷団地の項の次に次のように加える。

田名部まちなか住宅	むつ市田名部町
-----------	---------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表金谷団地の項の次に1項を加える改正規定は、令和5年9月1日から施行する。
(むつ市特定公共賃貸住宅条例の廃止)
- 2 むつ市特定公共賃貸住宅条例（平成17年むつ市条例第60号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前のむつ市特定公共賃貸住宅条例（以下「廃止前の特公賃条例」という。）の規定に基づき市が設置した特定公共賃貸住宅及び共同施設は、この条例による改正後のむつ市営住宅条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定に基づき市が設置した特定公共賃貸住宅及び共同施設とみなして、改正後の条例の規定を適用する。
- 4 この条例の施行の際現に廃止前の特公賃条例の規定に基づき市が設置した特定公共賃貸住宅に入居し、又は同居している者は、改正後の条例の相当規定に基づき特定公共賃貸住宅に入居し、又は同居している者とみなして、改正後の条例の規定を適用する。
- 5 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のむつ市営住宅条例及び廃止前の特公賃条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。
(準備行為)
- 6 田名部まちなか住宅の入居者の決定その他田名部まちなか住宅の供用に関し必要な準備行為は、令和5年9月1日前においても行うことができる。

議案第40号

むつ市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例を廃止する条例

むつ市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行したことにより、宿泊療養施設内における作業等に係る特殊勤務手当を廃止するためのものである。

むつ市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例を廃止する条例

むつ市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例（令和2年むつ市条例第16号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第41号

むつ市育英基金の特例に関する条例及びむつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例を廃止する条例

むつ市育英基金の特例に関する条例及びむつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行したことにより、むつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与を終了するためのものである。

むつ市育英基金の特例に関する条例及びむつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) むつ市育英基金の特例に関する条例（令和2年むつ市条例第19号）
- (2) むつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例（令和2年むつ市条例第20号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前のむつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例（以下「旧条例」という。）に基づき貸与を受けた支援金については、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議案第42号

むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例を廃止する条例

むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行したことにより、むつ市感染症対策あんしん飲食店等認定制度を終了するためのものである。

むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例を廃止する条例

むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例（令和2年むつ市条例第28号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 3 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 7 日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

むつ市消防団むつ消防団第 1 0 分団配備の消防ポンプ自動車を、老朽化に伴い更新するためのものである。

1 取得する財産
物品

品 名	数 量
消防ポンプ自動車	1台

- 2 契約の相手方 青森市栄町一丁目12番1号
有限会社丸栄消機
代表取締役 天 内 幹 夫
- 3 取得価格 32,560,000円
- 4 取得の目的 むつ市消防団の車両を更新する。
- 5 契約の方法 指名競争入札

議案第44号

市道路線の変更について

次のとおり市道路線を変更したいので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

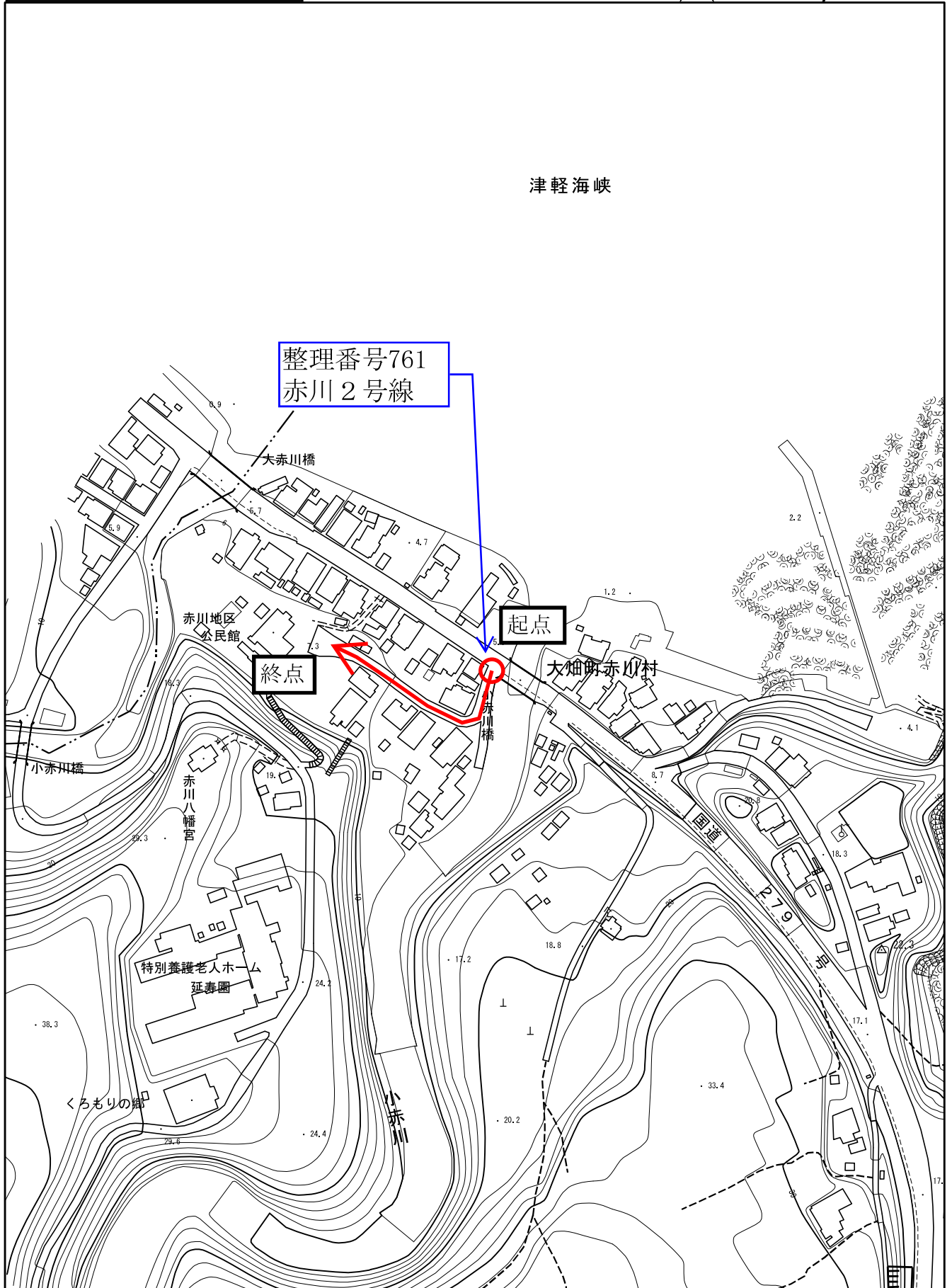
令和5年6月7日提出

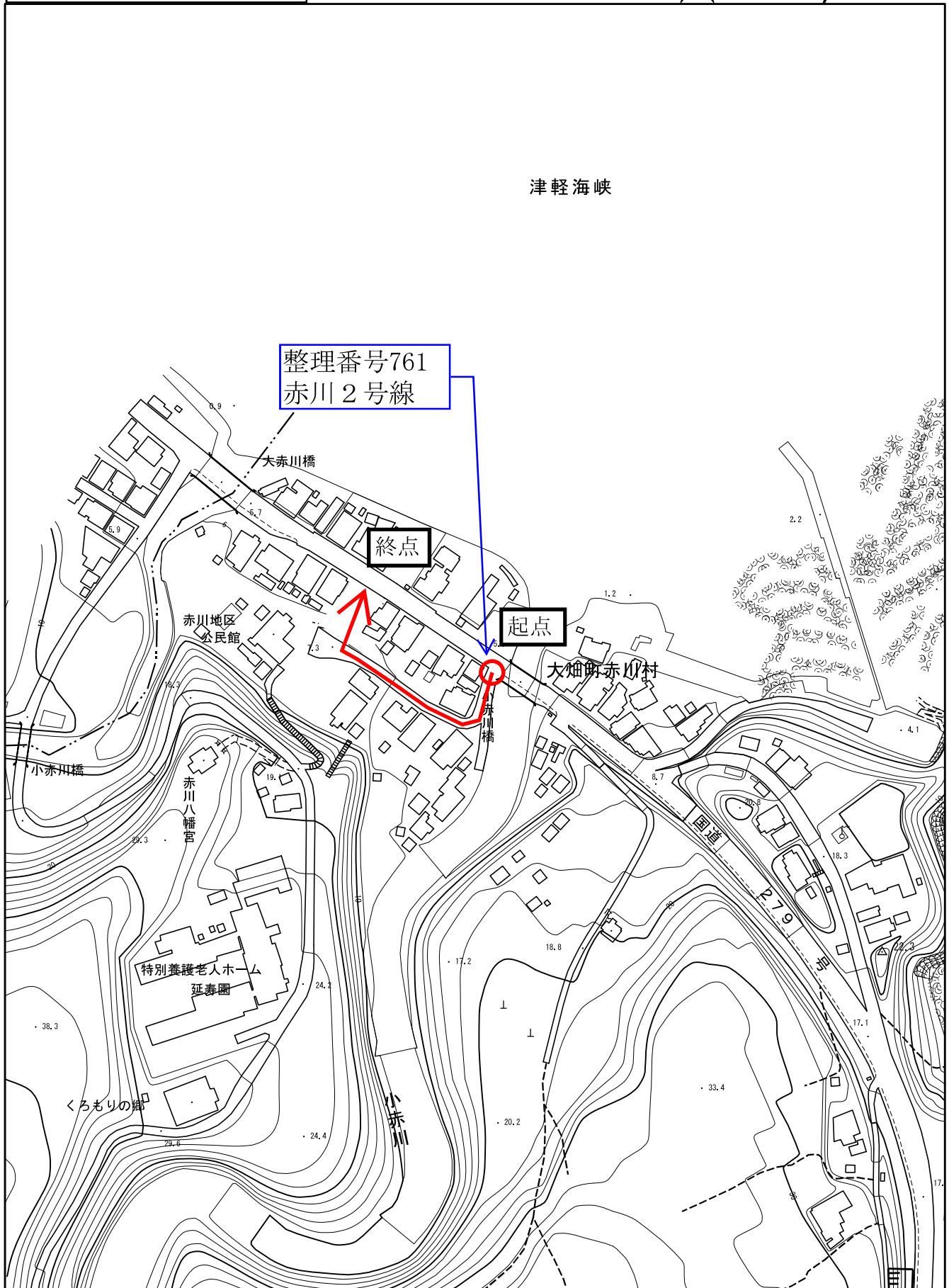
むつ市長 山 本 知 也

提案理由

赤川地区の災害復旧に伴い、赤川2号線の終点を変更するためのものである。

整理 番号	路線名	付 図	起 点	重要な 経過地
			終 点	
761	赤川 2 号線	変更前	むつ市大畑町赤川村 1 7 番 1 (右)	
			むつ市大畑町大赤川 3 番 3	
		変更後	むつ市大畑町赤川村 1 7 番 7 地先	
			むつ市大畑町赤川村 2 3 番 1 地先	





議案第45号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

しば た みね お
柴 田 峯 生

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第46号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

むら ぐち とし みつ
村 口 利 光

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第47号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

すぎ やま じゅう いち
杉 山 重 一

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第48号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

かしわ や ひとし
柏 谷 均

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第49号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

はやし 林 ただ 忠 ひさ 久

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第50号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

さい とう え さ お
齊 藤 榮佐男

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第51号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

さか もと しょう いち
坂 本 正 一

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第 5 2 号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 7 日提出

むつ市長 山 本 知 也

はた なか みつ まさ
畑 中 光 政

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年 7 月 1 4 日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第53号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

たち ばな ゆき お
立 花 幸 雄

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第54号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

かも だ てる お
鴨 田 輝 雄

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第 55 号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 7 日提出

むつ市長 山 本 知 也

にし むら いち まつ
西 村 一 松

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年 7 月 14 日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第56号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

み と りゅう じ
水 戸 隆 璽

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第57号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

さ さ き
佐々木

みつぐ
貢

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第58号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

なか むら さだ ゆき
中 村 貞 幸

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第59号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

しま かげ ひで こ
嶋 影 秀 子

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第60号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

なか しま ひさ き
中 嶋 寿 樹

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第61号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

はま だ あき ひこ
浜 田 昭 彦

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第62号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

えび な しゅう いち
蛭 名 修 一

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第63号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

しん どう まこと
新 堂 真

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第64号

令和5年度むつ市一般会計補正予算

令和5年度むつ市一般会計予算を補正することについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

(予算書別紙)

報告第9号

令和4年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

令和4年度むつ市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額
2 総務費	1 総務管理費	下北文化会館改修事業	円 47,300,000	円 47,300,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	303,810,000	303,810,000
5 労働費	1 労働諸費	離職者生活・再就職支援事業	4,000,000	4,000,000
6 農林水産業費	1 農業費	むつ市産地パワーアップ事業費補助金	1,740,000,000	1,494,880,000
	2 畜産業費	草地畜産基盤整備事業	26,993,000	26,993,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路整備事業（浜通線融雪溝整備事業）	80,020,000	55,853,000
		橋梁長寿命化修繕事業（大橋架替工事）	11,773,000	10,742,918
	5 都市計画費	コンパクトシティ推進整備事業	50,300,000	50,300,000
		金谷都市拠点地区都市構造再編集中支援事業	175,870,000	123,340,000
10 教育費	3 中学校費	中学校整備事業（市立川内小・中学校消火栓給水管及びポンプ改修工事）	9,000,000	9,000,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円 44,900,000	円	円 2,400,000
	303,810,000			
				4,000,000
	1,494,880,000			
		14,300,000	11,007,000	1,686,000
	19,586,000	34,400,000		1,867,000
	4,664,000	5,700,000		378,918
	28,665,000	20,500,000		1,135,000
	114,224,000	8,200,000		916,000
		7,700,000		1,300,000

	4 社会教育費	川内地区公民館屋根改修事業	3,250,000	3,080,000
	5 保健体育費	むつ運動公園改修事業	131,100,000	126,568,000
14 災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	災害復旧事業（道路橋りょう災害復旧）	41,778,000	41,778,000
		災害復旧事業（河川災害復旧）	69,431,000	69,431,000
計			2,694,625,000	2,367,075,918

令和5年6月7日提出

			3,080,000	
	59,955,000	63,200,000		3,413,000
	20,851,000	10,400,000		10,527,000
	37,492,000	18,700,000		13,239,000
	2,084,127,000	228,000,000	14,087,000	40,861,918

むつ市長 山 本 知 也

報告第10号

令和4年度むつ市一般会計事故繰越し繰越計算書

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和4年度むつ市一般会計事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

令和4年度むつ市一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
			円	円	円	円
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路整備事業（浜 通線融雪溝整備事 業）	90,673,000	35,000,000	55,673,000	1,969,000

令和5年6月7日提出

事故繰越し繰越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
		国・県支出金	地方債	その他		
円 57,642,000	円	円 31,737,000	円 24,600,000	円	円 1,305,000	令和4年11月1日から翌年1月31日にかけて、施工受注者において複数の新型コロナウイルス感染者が発生したことにより、現場作業員等の確保が難航し、その影響による施工能力の低下から当初の予定よりも工期が遅れ、年度内に事業を完了することが困難となったため

むつ市長 山本知也

報告第11号

令和4年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、令和4年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

令和4年度むつ市水道事業

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支払義務 発生 (見込)額	残 額
				予算計上額	前 年 度 繰 越 額	計		
1	1	水道施設整備事業	円	円	円	円	円	
			1,630,284,000	34,543,000	19,678,316	54,221,316	31,669,000	22,552,316
		改良費						
		資本的支出						

会計継続費繰越計算書

翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
	企業債	国庫補助金	一般会計 負担金	当年度 損益勘定 留保資金	
円	円	円	円	円	円
22,552,316				22,552,316	0

報告第12号

令和4年度むつ市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和4年度むつ市下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

令和4年度むつ市下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1	1		円	円	円
		下水道整備事業 (管渠工事)	258,092,000	94,512,000	163,580,000
		改築更新事業 (設備更新工事)	10,630,000		10,630,000
計			268,722,000	94,512,000	174,210,000

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
国庫補助金	企 業 債	損益勘定 留保資金			
円 49,980,000	円 113,600,000	円	円	円 0	マンホールポンプの納入及び道路管理者との協議に不測の日数を要し、年度内に工事を完了することが困難となったため
2,530,000	8,100,000			0	半導体不足により更新設備の納入に不測の日数を要し、年度内に工事を完了することが困難となったため
52,510,000	121,700,000			0	

令和4年度むつ市下水道

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1	1	下水道整備事業 (むつ市公共下水道むつ下水浄化センター建設工事委託事業)	663,000,000	317,540,000	296,100,000
			円	円	円

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
国庫補助金	企 業 債	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	
158,390,000	137,700,000	10,000	49,360,000	0	令和4年8月20日から同年10月20日にかけて、施工受注者及び協力会社において複数の新型コロナウイルス感染者が発生したことにより、現場作業員の確保が難航し、その影響により厳冬期にコンクリート躯体施工を実施することとなり、大幅な工程遅延が生じ、年度内に事業を完了することが困難となったため

報告第13号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、森林環境税の導入に係る改正等をしたものである。

むつ市専決第4号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

むつ市長職務代理者

むつ市副市長 川 西 伸 二

むつ市税条例の一部を改正する条例

令和5年3月31日公布

むつ市条例第11号

むつ市税条例（昭和35年むつ市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第20条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第22条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第25条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第28条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改

め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第30条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第31条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第31条の2の見出し中「所得に係る」を削り、同条第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第31条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第31条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第32条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第33条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第58条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第75条第1項及び第5項並びに第78条第1項中「第34号の2の5様式」の

次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第7条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第9条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第9条の2第3項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第4項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第9条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第14条の2を削る。

附則第14条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第14条の2とする。

附則第14条の6第3項を削る。

附則第15条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附

則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第15条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第19条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第24条の3中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第25条（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第25条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第34条中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第

46項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第58条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後のむつ市税条例（以下「新条例」という。）附則第15条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第18条の9第2項並びに第22条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第25条、第28条、第31条、第31条の2及び第31条の6の改正規定並びに附則第14条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第15条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第15条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第20条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後のむつ市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第20条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべきむつ市税条例第20条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第

7号) 附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号) 附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第58条第1号エ及び附則第15条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前のむつ市税条例附則第14条の2及び第14条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第14条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第15条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 次項に定めるものを除き、新条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第18号) 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第34条の規定の適用については、同条

中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

報告第14号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税に係る課税限度額の引上げ及び低所得者に対する軽減措置の拡充をしたものである。

むつ市専決第5号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

むつ市長職務代理者

むつ市副市長 川 西 伸 二

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和5年3月31日公布
むつ市条例第12号

むつ市国民健康保険税条例（平成19年むつ市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「535,000円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第8項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第9項、第10項、第12項から第15項まで、第18項及び第19項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のむつ市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第15号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の不均一課税に係る適用期限を延長し、対象地域から過疎地域に係る措置の対象地区を除くほか、所要の条文整備をするためのものである。

むつ市専決第6号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

むつ市長職務代理者

むつ市副市長 川 西 伸 二

むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

令和5年3月31日公布

むつ市条例第13号

むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例（昭和62年むつ市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の中欄」を削り、「製造の事業、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）及び情報サービス業等」を「法第17条に掲げる事業」に、「設備を」を「設備（同法第12条第4項の表の第1号の上欄又は第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区内において営む当該事業の用に供する施設又は設備を除く。次条において「対象施設等」という。）を」に改める。

第2条中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「租税特別措置法第12条第4項の表の第2号又は第45条第3項の表の第2号の規定の適用を受ける」を「対象施設等である」に改め、「（前条に規定する事業の用に供するものに限る。）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のむつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例第1条の規定は、この条例の施行の日以後に施設又は設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税について適用し、同日前に施設又は設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税については、なお従前の例による。

報告第16号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除に係る適用期限を延長したものである。

むつ市専決第7号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

むつ市長職務代理者

むつ市副市長 川 西 伸 二

むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

令和5年3月31日公布

むつ市条例第14号

むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例（平成19年むつ市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

報告第17号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山 本 知 也

むつ市専決第8号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

むつ市長職務代理者

むつ市副市長 川 西 伸 二

(予算書別紙)

議案第64号

令和5年度

むつ市一般会計
補正予算書

むつ市

令和5年度むつ市一般会計補正予算

令和5年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166,743千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,499,578千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年6月7日提出

むつ市長 山本知也

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		8,573,551	40,004	8,613,555
	2. 国庫補助金	4,258,453	40,004	4,298,457
16. 県支出金		2,621,532	99,230	2,720,762
	2. 県補助金	947,231	99,230	1,046,461
19. 繰入金		2,247,256	25,609	2,272,865
	1. 基金繰入金	2,247,015	25,609	2,272,624
21. 市債		5,742,600	1,900	5,744,500
	1. 市債	5,742,600	1,900	5,744,500
歳入合計		41,332,835	166,743	41,499,578

2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,977,402	25,158	4,002,560
	1. 総務管理費	3,193,074	25,158	3,218,232
3. 民生費		10,457,320	88,635	10,545,955
	3. 児童福祉費	3,744,035	88,635	3,832,670
4. 衛生費		6,202,625	36,000	6,238,625
	1. 保健衛生費	2,225,360	36,000	2,261,360
7. 商工費		950,987	16,950	967,937
	1. 商工費	950,987	16,950	967,937
歳出合計		41,332,835	166,743	41,499,578

第2表

債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
(仮称)むつ市防災食育センター建設事業	令和5年度から 令和6年度まで	66,000千円

第3表

地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設整備	千円 34,300	普通貸借	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式による借り入れにおいては当該見直し後の利率)	借入先融資条件による	千円 36,200	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
変更後の累計	5,742,600				5,744,500			

一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,824,046	0	5,824,046
2. 地 方 譲 与 税	243,000	0	243,000
3. 利 子 割 交 付 金	3,000	0	3,000
4. 配 当 割 交 付 金	20,000	0	20,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,000	0	21,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	72,000	0	72,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,363,000	0	1,363,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	14,000	0	14,000
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	80,980	0	80,980
10. 地 方 特 例 交 付 金	39,001	0	39,001
11. 地 方 交 付 税	11,441,000	0	11,441,000
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,154	0	5,154
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	104,876	0	104,876
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	242,192	0	242,192
15. 国 庫 支 出 金	8,573,551	40,004	8,613,555
16. 県 支 出 金	2,621,532	99,230	2,720,762
17. 財 産 収 入	35,431	0	35,431
18. 寄 附 金	195,300	0	195,300
19. 繰 入 金	2,247,256	25,609	2,272,865
20. 諸 収 入	2,443,916	0	2,443,916
21. 市 債	5,742,600	1,900	5,744,500
歳 入 合 計	41,332,835	166,743	41,499,578

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	245,463	0	245,463				
2. 総務費	3,977,402	25,158	4,002,560	16,600			8,558
3. 民生費	10,457,320	88,635	10,545,955	86,634	1,900		101
4. 衛生費	6,202,625	36,000	6,238,625	36,000			
5. 労働費	14,694	0	14,694				
6. 農林水産業費	746,588	0	746,588				
7. 商工費	950,987	16,950	967,937				16,950
8. 土木費	3,426,808	0	3,426,808				
9. 消防費	2,669,191	0	2,669,191				
10. 教育費	3,492,019	0	3,492,019				
11. 公債費	4,348,841	0	4,348,841				
12. 諸支出金	4,775,897	0	4,775,897				
13. 予備費	25,000	0	25,000				
歳出合計	41,332,835	166,743	41,499,578	139,234	1,900		25,609

歳入

第15款 国庫支出金
第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫 補助金	287,332	4,004	291,336	2 児童福祉費 補助金	4,004	就学前教育・保育施設整備交付金
3 衛生費国庫 補助金	39,107	36,000	75,107	1 保健衛生費 補助金	36,000	新型コロナウイルスワクチン個別接種体制確保事 業費補助金
計	4,258,453	40,004	4,298,457			

第16款 県支出金
第2項 県補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費県補 助金	2,098	16,600	18,698	1 総務管理費 補助金	16,600	青森・佐井航路維持事業費補助金
2 民生費県補 助金	169,064	82,630	251,694	3 児童福祉費 補助金	82,630	青森県ひとり親世帯等臨時特別給付金給付事業費 補助金
計	947,231	99,230	1,046,461			

第19款 繰入金
第1項 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10 財政調整基 金繰入金	668,513	25,609	694,122	1 財政調整基 金繰入金	25,609	財政調整基金繰入金
計	2,247,015	25,609	2,272,624			

第21款 市債
第1項 市債

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生債	102,500	1,900	104,400	2 児童福祉債	1,900	児童福祉施設整備債
計	5,742,600	1,900	5,744,500			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の額	補正額	計			
		41,332,835	166,743	41,499,578		

歳出

第2款 総務費
第1項 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 企画費	305,476	25,158	330,634	16,600			8,558	18 負担金補 助及び交 付金	25,158	離島航路運航維持事業費 補助金
計	3,193,074	25,158	3,218,232	16,600			8,558			

第3款 民生費
第3項 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
6 保育所費	2,244,423	6,005	2,250,428	4,004	1,900		101	18 負担金補 助及び交 付金	6,005	むつ市就学前教育・保育 施設整備費補助金
10 青森県ひ とり親世 帯等臨時 特別給付 金措置費	0	82,630	82,630	82,630				1 報酬	148	青森県ひとり親世帯等臨 時特別給付金給付事業費
								3 職員手当 等	460	
								10 需用費	175	
								11 役務費	347	
計	3,744,035	88,635	3,832,670	86,634	1,900		101	18 負担金補 助及び交 付金	81,500	

第4款 衛生費
第1項 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
4 予防費	200,051	36,000	236,051	36,000				18 負担金補 助及び交 付金	36,000	新型コロナウイルスワ ク チン個別接種体制確保事 業費
計	2,225,360	36,000	2,261,360	36,000						

第7款 商工費
第1項 商工費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
3 観光費	210,664	5,750	216,414				5,750	12 委託料	5,750	光のアゲハチヨウ推進事業費
6 産業振興 費	41,850	11,200	53,050				11,200	18 負担金補助及び交付金	11,200	にぎわい向上イベント推進事業費
計	950,987	16,950	967,937				16,950			

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源
				特定財源			
				国 県 支 出 金	地方債	その他	
	41,332,835	166,743	41,499,578	139,234	1,900		25,609

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(692) 466	422,666	1,866,571	1,049,164	3,338,401	853,137	4,191,538	
補 正 前	(690) 466	422,518	1,866,571	1,048,704	3,337,793	853,137	4,190,930	
比 較	(2) 0	148	0	460	608	0	608	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	43,284	23,618	1,632	49,096	429,505	276,311	27,435	29,964	142,643	25,655	21
	補 正 前	43,284	23,618	1,632	49,096	429,505	276,311	27,435	29,964	142,183	25,655	21
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	460	0	0

※ () 内は、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。以下同じ。）数及び会計年度任用職員のうち、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(22) 448	1,675,488	976,453	2,651,941	748,802	3,400,743	
補 正 前	(22) 448	1,675,488	975,993	2,651,481	748,802	3,400,283	
比 較	(0) 0	0	460	460	0	460	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	43,284	18,212	1,632	49,096	367,104	276,311	27,435	29,964	137,739	25,655	21
	補 正 前	43,284	18,212	1,632	49,096	367,104	276,311	27,435	29,964	137,279	25,655	21
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	460	0	0

※ () 内は、定年前再任用短時間勤務職員数の外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(670) 18	422,666	191,083	72,711	686,460	104,335	790,795	
補 正 前	(668) 18	422,518	191,083	72,711	686,312	104,335	790,647	
比 較	(2) 0	148	0	0	148	0	148	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	0	5,406	0	0	62,401	0	0	0	4,904	0	0
	補 正 前	0	5,406	0	0	62,401	0	0	0	4,904	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ () 内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う 増 減 分	0	
		昇給に伴う 増 加 分	0	
		その他の増減分	0	
職 員 手当等	460	制度改正に伴う 増 減 分	0	
		その他の増減分	460	・会計年度任用職員以外の職員 時間外勤務手当 460

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度までの 支出(見込)額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
(仮称)むつ市防災食育センター 建設事業 (教育委員会事務局総務課)	66,000			令和5年度 から令和6 年度まで	限度額に 同じ		62,700		3,300

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込						当該年度末現在高見込額		
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額			
1. 普通債	37,120,827	36,894,401	5,742,600	1,900	5,744,500	4,217,161		4,217,161	38,419,840	1,900	38,421,740
(1)総務	17,992,591	16,906,013	767,000		767,000	2,097,602		2,097,602	15,575,411		15,575,411
(2)民生	485,903	503,729	102,500	1,900	104,400	34,179		34,179	572,050	1,900	573,950
(3)衛生	551,567	1,079,831	1,253,200		1,253,200	75,075		75,075	2,257,956		2,257,956
(4)農林水産業	1,385,197	1,376,425	168,400		168,400	204,607		204,607	1,340,218		1,340,218
(5)商工	108,036	98,607	39,800		39,800	15,986		15,986	122,421		122,421
(6)土木	4,478,731	4,475,240	660,300		660,300	517,322		517,322	4,618,218		4,618,218
(7)公営住宅	1,281,310	1,786,356	975,300		975,300	171,260		171,260	2,590,396		2,590,396
(8)消防	1,521,829	1,418,448	807,400		807,400	134,135		134,135	2,091,713		2,091,713
(9)教育	7,987,438	7,943,252	880,400		880,400	867,242		867,242	7,956,410		7,956,410
(10)公営企業	1,328,225	1,306,500	88,300		88,300	99,753		99,753	1,295,047		1,295,047
※参考普通債のうち											
(11)辺地対策											
(12)過疎対策	2,689,007	2,881,416	349,700		349,700	262,791		262,791	2,968,325		2,968,325
2. 災害復旧債	61,336	143,600							143,600		143,600
(1)公共施設	920										
(2)衛生											
(3)農林水産業		2,700							2,700		2,700
(4)土木	59,554	140,900							140,900		140,900
(5)商工											
(6)教育	862										
合計	37,182,163	37,038,001	5,742,600	1,900	5,744,500	4,217,161		4,217,161	38,563,440	1,900	38,565,340

令和4年度

むつ市一般会計
補正予算書

むつ市

令和4年度むつ市一般会計補正予算

令和4年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ643,277千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,723,696千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の廃止は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

(単位 千円)

1. 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市	税	5,758,554	65,007	5,823,561
	4. 市たばこ税	524,230	65,007	589,237
2. 地方譲与税		243,000	△ 5,440	237,560
	1. 地方揮発油譲与税	46,000	△ 348	45,652
	2. 自動車重量譲与税	141,000	△ 4,354	136,646
	3. 森林環境譲与税	56,000	△ 738	55,262
3. 利子割交付金		4,000	△ 1,345	2,655
	1. 利子割交付金	4,000	△ 1,345	2,655
4. 配当割交付金		11,900	3,063	14,963
	1. 配当割交付金	11,900	3,063	14,963
5. 株式等譲渡所得割交付金		23,600	△ 13,612	9,988
	1. 株式等譲渡所得割交付金	23,600	△ 13,612	9,988
6. 法人事業税交付金		58,000	18,918	76,918
	1. 法人事業税交付金	58,000	18,918	76,918
7. 地方消費税交付金		1,360,000	15,854	1,375,854
	1. 地方消費税交付金	1,360,000	15,854	1,375,854
8. 環境性能割交付金		13,000	2,247	15,247
	1. 環境性能割交付金	13,000	2,247	15,247
9. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		78,915	2,065	80,980
	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	78,915	2,065	80,980
10. 地方特例交付金		32,001	7,164	39,165
	1. 地方特例交付金	32,000	7,165	39,165
	2. 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	1	△ 1	0
11. 地方交付税		11,632,885	100,805	11,733,690
	1. 地方交付税	11,632,885	100,805	11,733,690
12. 交通安全対策特別交付金		4,569	△ 211	4,358
	1. 交通安全対策特別交付金	4,569	△ 211	4,358
13. 分担金及び負担金		121,055	△ 17,074	103,981
	1. 負担金	121,054	△ 17,074	103,980
15. 国庫支出金		10,203,888	△ 288,239	9,915,649
	1. 国庫負担金	4,963,039	△ 288,239	4,674,800
16. 県支出金		4,569,747	△ 64,926	4,504,821
	1. 県負担金	1,523,815	△ 64,046	1,459,769
	2. 県補助金	2,779,671	△ 880	2,778,791
17. 財産収入		28,801	△ 1	28,800
	1. 財産運用収入	18,137	△ 1	18,136
18. 寄附金		202,200	△ 45,309	156,891
	1. 寄附金	202,200	△ 45,309	156,891
19. 繰入金		2,142,697	△ 417,089	1,725,608
	1. 基金繰入金	2,142,456	△ 417,089	1,725,367
20. 諸収入		2,531,979	△ 5,154	2,526,825
	3. 貸付金元利収入	2,281,402	△ 3,669	2,277,733
	5. 雑収入	172,707	△ 1,485	171,222
歳入合計		44,366,973	△ 643,277	43,723,696

2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,923,939	430,836	5,354,775
	1. 総務管理費	4,227,892	430,836	4,658,728
3. 民生費		11,227,479	△ 735,118	10,492,361
	1. 社会福祉費	3,434,372	0	3,434,372
	2. 老人福祉費	1,295,650	0	1,295,650
	3. 児童福祉費	3,899,782	△ 340,333	3,559,449
	4. 生活保護費	2,597,675	△ 394,785	2,202,890
4. 衛生費		6,060,771	△ 66,433	5,994,338
	1. 保健衛生費	3,235,409	0	3,235,409
	2. 清掃費	2,825,362	△ 66,433	2,758,929
6. 農林水産業費		2,644,248	4,910	2,649,158
	1. 農業費	1,973,330	0	1,973,330
	3. 林業費	89,305	4,910	94,215
	4. 水産業費	438,388	0	438,388
7. 商工費		973,529	0	973,529
	1. 商工費	973,529	0	973,529
8. 土木費		3,441,550	△ 95,354	3,346,196
	2. 道路橋りょう費	1,325,216	△ 95,354	1,229,862
	3. 河川費	62,040	0	62,040
9. 消防費		1,861,819	△ 28,555	1,833,264
	1. 消防費	1,861,819	△ 28,555	1,833,264
10. 教育費		3,105,995	0	3,105,995
	1. 教育総務費	567,717	0	567,717
	2. 小学校費	446,963	0	446,963
	3. 中学校費	437,523	0	437,523
	4. 社会教育費	619,128	0	619,128
	5. 保健体育費	1,034,664	0	1,034,664
12. 諸支出金		4,944,818	△ 153,563	4,791,255
	1. 公営企業費	4,944,818	△ 153,563	4,791,255
歳出合計		44,366,973	△ 643,277	43,723,696

第2表

繰越明許費補正

(廃止)

款	項	補正前		補正後		備考
		事業名	金額	事業名	金額	
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	市道等維持事業（中の沢浜道踏切拡幅事業）	15,000 千円	市道等維持事業（中の沢浜道踏切拡幅事業）	— 千円	事業の見送りによる

一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,758,554	65,007	5,823,561
2. 地 方 譲 与 税	243,000	△ 5,440	237,560
3. 利 子 割 交 付 金	4,000	△ 1,345	2,655
4. 配 当 割 交 付 金	11,900	3,063	14,963
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	23,600	△ 13,612	9,988
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	58,000	18,918	76,918
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,360,000	15,854	1,375,854
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	13,000	2,247	15,247
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	78,915	2,065	80,980
10. 地 方 特 例 交 付 金	32,001	7,164	39,165
11. 地 方 交 付 税	11,632,885	100,805	11,733,690
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,569	△ 211	4,358
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	121,055	△ 17,074	103,981
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	239,087	0	239,087
15. 国 庫 支 出 金	10,203,888	△ 288,239	9,915,649
16. 県 支 出 金	4,569,747	△ 64,926	4,504,821
17. 財 産 収 入	28,801	△ 1	28,800
18. 寄 附 金	202,200	△ 45,309	156,891
19. 繰 入 金	2,142,697	△ 417,089	1,725,608
20. 諸 収 入	2,531,979	△ 5,154	2,526,825
21. 市 債	4,424,319	0	4,424,319
22. 繰 越 金	682,776	0	682,776
歳 入 合 計	44,366,973	△ 643,277	43,723,696

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	243,250	0	243,250				
2. 総 務 費	4,923,939	430,836	5,354,775			△ 119,400	550,236
3. 民 生 費	11,227,479	△ 735,118	10,492,361	△ 353,165		7,455	△ 389,408
4. 衛 生 費	6,060,771	△ 66,433	5,994,338			659	△ 67,092
5. 労 働 費	68,088	0	68,088				
6. 農 林 水 産 業 費	2,644,248	4,910	2,649,158			△ 7,360	12,270
7. 商 工 費	973,529	0	973,529			△ 1,279	1,279
8. 土 木 費	3,441,550	△ 95,354	3,346,196			△ 13,728	△ 81,626
9. 消 防 費	1,861,819	△ 28,555	1,833,264			△ 81,798	53,243
10. 教 育 費	3,105,995	0	3,105,995			△ 102,933	102,933
11. 公 債 費	4,702,278	0	4,702,278				
12. 諸 支 出 金	4,944,818	△ 153,563	4,791,255			△ 163,043	9,480
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
14. 災 害 復 旧 費	144,209	0	144,209				
歳 出 合 計	44,366,973	△ 643,277	43,723,696	△ 353,165		△ 481,427	191,315

歳入

第1款 市税

第4項 市たばこ税

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 市たばこ税	524,230	65,007	589,237	1 現年課税分	65,007	決算見込み
計	524,230	65,007	589,237			

第2款 地方譲与税

第1項 地方揮発油譲与税

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方揮発油 譲与税	46,000	△ 348	45,652	1 地方揮発油 譲与税	△ 348	交付額決定により
計	46,000	△ 348	45,652			

第2款 地方譲与税

第2項 自動車重量譲与税

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車重量 譲与税	141,000	△ 4,354	136,646	1 自動車重量 譲与税	△ 4,354	交付額決定により
計	141,000	△ 4,354	136,646			

第2款 地方譲与税

第3項 森林環境譲与税

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 森林環境譲 与税	56,000	△ 738	55,262	1 森林環境譲 与税	△ 738	交付額決定により
計	56,000	△ 738	55,262			

第3款 利子割交付金

第1項 利子割交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子割交付 金	4,000	△ 1,345	2,655	1 利子割交付 金	△ 1,345	交付額決定により
計	4,000	△ 1,345	2,655			

第4款 配当割交付金
第1項 配当割交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 配当割交付 金	11,900	3,063	14,963	1 配当割交付 金	3,063	交付額決定により
計	11,900	3,063	14,963			

第5款 株式等譲渡所得割交付金
第1項 株式等譲渡所得割交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 株式等譲渡 所得割交付 金	23,600	△ 13,612	9,988	1 株式等譲渡 所得割交付 金	△ 13,612	交付額決定により
計	23,600	△ 13,612	9,988			

第6款 法人事業税交付金
第1項 法人事業税交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 法人事業税 交付金	58,000	18,918	76,918	1 法人事業税 交付金	18,918	交付額決定により
計	58,000	18,918	76,918			

第7款 地方消費税交付金
第1項 地方消費税交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方消費税 交付金	1,360,000	15,854	1,375,854	1 地方消費税 交付金	15,854	交付額決定により
計	1,360,000	15,854	1,375,854			

第8款 環境性能割交付金
第1項 環境性能割交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 環境性能割 交付金	13,000	2,247	15,247	1 環境性能割 交付金	2,247	交付額決定により
計	13,000	2,247	15,247			

第9款 国有提供施設等所在市町村助成交付金

第1項 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	78,915	2,065	80,980	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	2,065	交付額決定により
計	78,915	2,065	80,980			

第10款 地方特例交付金

第1項 地方特例交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方特例交付金	32,000	7,165	39,165	1 地方特例交付金	7,165	交付額決定により
計	32,000	7,165	39,165			

第10款 地方特例交付金

第2項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1	△ 1	0	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	△ 1	交付額決定により
計	1	△ 1	0			

第11款 地方交付税

第1項 地方交付税

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	11,632,885	100,805	11,733,690	1 地方交付税	100,805	特別交付税
計	11,632,885	100,805	11,733,690			

第12款 交通安全対策特別交付金
第1項 交通安全対策特別交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 交通安全対策特別交付金	4,569	△ 211	4,358	1 交通安全対策特別交付金	△ 211	交付額決定により
計	4,569	△ 211	4,358			

第13款 分担金及び負担金
第1項 負担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費負担金	121,043	△ 17,074	103,969	3 児童福祉費負担金	△ 17,074	保育児童保護者負担金
計	121,054	△ 17,074	103,980			

第15款 国庫支出金
第1項 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	4,331,814	△ 288,239	4,043,575	3 児童福祉費負担金	△ 115,530	保育所運営費負担金
				4 生活保護費負担金	△ 172,709	生活保護費負担金
計	4,963,039	△ 288,239	4,674,800			

第16款 県支出金
第1項 県負担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	1,115,421	△ 64,046	1,051,375	3 児童福祉費負担金	△ 57,724	保育所運営費負担金
				4 生活保護費負担金	△ 6,322	生活保護法第73条負担金
計	1,523,815	△ 64,046	1,459,769			

第16款 県支出金
第2項 県補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費県補 助金	351,985	△ 880	351,105	3 児童福祉費 補助金	△ 880	保育料軽減事業費補助金
計	2,779,671	△ 880	2,778,791			

第17款 財産収入
第1項 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 利子及び配 当金	182	△ 1	181	12 ふるさと納 税寄附金基 金運用収入	△ 1	決算見込み
計	18,137	△ 1	18,136			

第18款 寄附金
第1項 寄附金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費寄附 金	202,200	△ 48,564	153,636	1 ふるさと納 税寄附金	△ 65,464	決算見込み
				2 まち・ひと ・しごと創 生寄附金	16,400	まち・ひと・しごと創生寄附金
				3 総務管理費 寄附金	500	総務管理費寄附金
2 消防費寄附 金	0	556	556	1 消防費寄附 金	556	消防費寄附金
3 教育費寄附 金	0	1,350	1,350	1 教育総務費 寄附金	1,150	子ども夢育成事業費寄附金 450 医学部就学資金寄附金 200 教育総務費寄附金 500
				2 小学校費寄 附金	200	小学校費寄附金
4 商工費寄附 金	0	100	100	1 商工費寄附 金	100	産業振興費寄附金
5 衛生費寄附 金	0	659	659	1 保健衛生費 寄附金	659	保健衛生総務費寄附金 30 健康増進費寄附金 629
6 土木費寄附 金	0	290	290	1 道路橋りよ う費寄附金	290	道路橋りよう費寄附金

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
7 民生費寄附 金	0	300	300	1 民生費寄附 金	300	児童福祉費寄附金
計	202,200	△ 45,309	156,891			

第19款 繰入金

第1項 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 関根浜沿岸 漁業振興基 金繰入金	52,979	△ 3,324	49,655	1 関根浜沿岸 漁業振興基 金繰入金	△ 3,324	決算見込み
2 育英基金繰 入金	42,120	△ 3,360	38,760	1 育英基金繰 入金	△ 3,360	決算見込み
3 子ども夢育 成基金繰入 金	5,024	△ 1,915	3,109	1 子ども夢育 成基金繰入 金	△ 1,915	決算見込み
4 特定防衛施 設周辺整備 調整交付金 事業基金繰 入金	67,600	2,599	70,199	1 特定防衛施 設周辺整備 調整交付金 事業基金繰 入金	2,599	決算見込み
6 地域振興基 金繰入金	500,000	△ 50,000	450,000	1 地域振興基 金繰入金	△ 50,000	決算見込み
7 ふるさと納 税寄附金基 金繰入金	200,401	△ 65,460	134,941	1 ふるさと納 税寄附金基 金繰入金	△ 65,460	決算見込み
8 新希望のま ち基金繰入 金	163,043	△ 163,043	0	1 新希望のま ち基金繰入 金	△ 163,043	決算見込み
9 地域基盤安 定化基金繰 入金	130,000	△ 130,000	0	1 地域基盤安 定化基金繰 入金	△ 130,000	決算見込み
11 中小企業経 営安定化資 金利子補給 基金繰入金	3,377	△ 66	3,311	1 中小企業経 営安定化資 金利子補給 基金繰入金	△ 66	決算見込み
12 公共施設整 備基金繰入 金	10,000	△ 2,520	7,480	1 公共施設整 備基金繰入 金	△ 2,520	決算見込み
計	2,142,456	△ 417,089	1,725,367			

第20款 諸収入
第3項 貸付金元利収入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 農業貸付金 元利収入	8,699	△ 2,000	6,699	1 農業貸付金 元金収入	△ 2,000	決算見込み
4 教育貸付金 元金収入	42,471	△ 1,669	40,802	1 教育貸付金 元金収入	△ 1,669	奨学金貸付金元金収入 緊急支援金貸付金元金収入
計	2,281,402	△ 3,669	2,277,733			

第20款 諸収入
第5項 雑入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 返還金	5,509	19,704	25,213	1 返還金	19,704	生活保護費返還徴収金
4 雑入	163,431	△ 21,189	142,242	1 雑入	△ 21,189	信用保証料負担金返戻金外
計	172,707	△ 1,485	171,222			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の額	補正額	計	
		44,366,973	△ 643,277	43,723,696

歳出

第2款 総務費
第1項 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 一般管理 費	1,064,088	△ 3,699	1,060,389				△ 3,699	18 負担金補 助及び交 付金	△ 3,699	決算見込み
2 企画費	386,324	0	386,324			△ 24,660	24,660			財源更正
17 車両管理 費	62,148	0	62,148			500	△ 500			財源更正
21 市民連携 推進費	2,713	0	2,713			225	△ 225			財源更正
23 コミュニ ティセン ター管理 費	169,124	0	169,124			△ 30,000	30,000			財源更正
30 財政調整 基金費	547,791	500,000	1,047,791				500,000	24 積立金	500,000	財政調整基金積立て
36 ふるさと 納税寄附 金基金費	200,401	△ 65,465	134,936			△ 65,465		24 積立金	△ 65,465	決算見込み
計	4,227,892	430,836	4,658,728			△ 119,400	550,236			

第3款 民生費
第1項 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費	507,679	0	507,679			599	△ 599			財源更正
5 交通安全 対策費	10,132	0	10,132			△ 505	505			財源更正
6 交通広場 管理費	1,425	0	1,425			361	△ 361			財源更正
計	3,434,372	0	3,434,372			455	△ 455			

第3款 民生費
第2項 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 老人福祉 総務費	1,279,224	0	1,279,224			690	△ 690		財源更正	
計	1,295,650	0	1,295,650			690	△ 690			

第3款 民生費
第3項 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
6 保育所費	2,248,310	△ 340,333	1,907,977	△ 174,134		△ 17,074	△ 149,125	19 扶助費	△ 340,333 決算見込み	
7 キッズパ ーク管理 費	7,446	0	7,446			3,680	△ 3,680		財源更正	
計	3,899,782	△ 340,333	3,559,449	△ 174,134		△ 13,394	△ 152,805			

第3款 民生費
第4項 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 扶助費	2,413,106	△ 394,785	2,018,321	△ 179,031		19,704	△ 235,458	19 扶助費	△ 394,785 決算見込み	
計	2,597,675	△ 394,785	2,202,890	△ 179,031		19,704	△ 235,458			

第4款 衛生費
第1項 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 保健衛生 総務費	1,177,326	0	1,177,326			30	△ 30		財源更正	
2 健康増進 費	98,363	0	98,363			629	△ 629		財源更正	
計	3,235,409	0	3,235,409			659	△ 659			

第4款 衛生費
第2項 清掃費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 じん芥処 理費	2,779,792	△ 66,433	2,713,359				△ 66,433	18 負担金補 助及び交 付金	△ 66,433	決算見込み
計	2,825,362	△ 66,433	2,758,929				△ 66,433			

第6款 農林水産業費
第1項 農業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
3 農業振興 費	1,788,788	0	1,788,788			△ 1,000	1,000			財源更正
計	1,973,330	0	1,973,330			△ 1,000	1,000			

第6款 農林水産業費
第3項 林業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 林業振興 費	25,125	4,910	30,035				4,910	24 積立金	4,910	森林環境譲与税基金積立 て
計	89,305	4,910	94,215				4,910			

第6款 農林水産業費
第4項 水産業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 水産振興 費	204,392	0	204,392			△ 6,360	6,360			財源更正
3 漁港管理 費	15,876	0	15,876		300		△ 300			財源更正
4 漁港施設 整備費	178,221	0	178,221		△ 300		300			財源更正
計	438,388	0	438,388			△ 6,360	6,360			

第7款 商工費
第1項 商工費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 商工振興 費	460,712	0	460,712			2,912	△ 2,912		財源更正	
3 観光費	180,240	0	180,240			2,594	△ 2,594		財源更正	
6 産業振興 費	60,245	0	60,245			△ 6,338	6,338		財源更正	
7 北の防人 管理費	37,157	0	37,157			△ 447	447		財源更正	
計	973,529	0	973,529			△ 1,279	1,279			

第8款 土木費
第2項 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 土木維持 費	909,616	△ 95,354	814,262			△ 13,929	△ 81,425	12 委託料	△ 95,354 決算見込み	
計	1,325,216	△ 95,354	1,229,862			△ 13,929	△ 81,425			

第8款 土木費
第3項 河川費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 河川総務 費	38,820	0	38,820			201	△ 201		財源更正	
計	62,040	0	62,040			201	△ 201			

第9款 消防費
第1項 消防費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 常備消防 費	1,681,720	△ 335	1,681,385			△ 66,406	66,071	18 負担金補 助及び交 付金	△ 335 決算見込み	
2 非常備消 防費	93,880	△ 8,220	85,660				△ 8,220	12 委託料	△ 8,220 決算見込み	

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
3 水防対策 費	128	0	128			△ 57	57		財源更正	
4 防災対策 費	47,297	0	47,297			△ 15,263	15,263		財源更正	
5 消防施設 整備費	38,794	△ 20,000	18,794			△ 72	△ 19,928	18 負担金補 助及び交 付金	△ 20,000 決算見込み	
計	1,861,819	△ 28,555	1,833,264			△ 81,798	53,243			

第10款 教育費
第1項 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 事務局費	257,718	0	257,718			34	△ 34		財源更正	
3 義務教育 振興費	125,927	0	125,927			2,395	△ 2,395		財源更正	
5 学務管理 費	150,910	0	150,910			△ 3,799	3,799		財源更正	
計	567,717	0	567,717			△ 1,370	1,370			

第10款 教育費
第2項 小学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 小学校教 育振興費	8,159	0	8,159			1,530	△ 1,530		財源更正	
計	446,963	0	446,963			1,530	△ 1,530			

第10款 教育費
第3項 中学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 中学校教 育振興費	6,511	0	6,511			1,083	△ 1,083		財源更正	
計	437,523	0	437,523			1,083	△ 1,083			

第10款 教育費
第4項 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 公民館費	144,853	0	144,853			△ 2,520	2,520		財源更正	
計	619,128	0	619,128			△ 2,520	2,520			

第10款 教育費
第5項 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
7 おおみなと臨海公園管理費	221,870	0	221,870			△ 101,656	101,656		財源更正	
計	1,034,664	0	1,034,664			△ 101,656	101,656			

第12款 諸支出金
第1項 公営企業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 公営企業費	4,944,818	△ 153,563	4,791,255			△ 163,043	9,480	18 負担金補助及び交付金	△ 153,563 下北医療センター負担金 △ 123,046 むつ総合病院 △ 123,046 下水道事業会計負担金 △ 30,517	
計	4,944,818	△ 153,563	4,791,255			△ 163,043	9,480			

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	説明
				特定財源				
				国 県 支出金	地方債	その他		
	44,366,973	△ 643,277	43,723,696	△ 353,165		△ 481,427	191,315	

むつ市議会第256回定例会

条例の一部改正議案参考資料新旧対照表

目

次

議案第 3 4 号	むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	5
議案第 3 5 号	むつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	7
議案第 3 6 号	むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表	9
議案第 3 7 号	むつ市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表	11
議案第 3 8 号	むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表	13
議案第 3 9 号	むつ市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表	15
報告第 1 3 号	むつ市税条例の一部を改正する条例新旧対照表	35
報告第 1 4 号	むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表	57
報告第 1 5 号	むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	67
報告第 1 6 号	むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	69

議案第34号参考資料

むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第16条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を用いて、自ら多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第16条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、自ら多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

議案第 3 5 号参考資料

むつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(公表の方法)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 前項第 2 号の閲覧所は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) むつ市役所<u>脇野沢庁舎総合課</u></p>	<p>(公表の方法)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 前項第 2 号の閲覧所は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) むつ市役所<u>脇野沢庁舎管理課</u></p>

議案第36号参考資料

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)</p> <p>2 1 令和2年2月1日から令和5年9月30日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている令和元年度分から令和4年度分までの国民健康保険税(国民健康保険の被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が国民健康保険の被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第26条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)</p> <p>2 1 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている令和元年度分から令和4年度分までの国民健康保険税(国民健康保険の被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が国民健康保険の被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第26条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

議案第37号参考資料

むつ市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第15条 令和2年2月1日から令和5年9月30日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている令和元年度分から令和4年度分までの保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第9条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第15条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている令和元年度分から令和4年度分までの保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第9条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

議案第38号参考資料

むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第30条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第30条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>

議案第39号参考資料

むつ市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 <u>総則（第1条・第2条）</u></p> <p>第2章 <u>市営住宅の設置及び管理（第3条—第40条）</u></p> <p>第3章 <u>法第45条第1項に基づく公営住宅の社会福祉事業等への活用（第41条—第47条）</u></p> <p>第4章 <u>法第45条第2項に基づく公営住宅のみなし特定公共賃貸住宅としての活用（第48条—第52条）</u></p> <p>第5章 <u>補則（第53条—第56条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 <u>総則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、市営住宅及び共同施設の設置及び管理について、<u>公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）</u>、<u>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特優賃法」という。）</u>、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）</u>その他の法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）</u>に基づく市営住宅及び共同施設の設置及び管理について、<u>法令</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

(1) 公営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るもの及びその他の住宅をいう。

(2) 特定公共賃貸住宅 市が建設を行い、特優賃法第3条第4号イ又はロに掲げる者（以下「中堅所得者等」という。）に賃貸するための住宅及びその附帯施設で、特優賃法第18条第2項の規定による国の補助に係るものをいう。

(3) 市営住宅 公営住宅及び特定公共賃貸住宅をいう。

(4) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「法施行規則」という。）第1条並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「特優賃法施行規則」という。）第19条に規定する施設をいう。

(5) （略）

(6) 所得 特優賃法施行規則第1条第4号に規定する所得をいう。

(7) 公営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。

(8) 市営住宅監理員 市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるために市長が任命する者をいう。

第2章 市営住宅の設置及び管理

（設置）

第3条 （略）

（公募の例外）

第6条 市長は、次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず、市営住

(1) 市営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るもの及びその他の住宅をいう。

(2) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第1条に規定する施設をいう。

(3) （略）

(4) 市営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。

(5) 市営住宅監理員 法第33条第2項の規定により市長が任命する者をいう。

（設置）

第3条 （略）

（公募の例外）

第6条 市長は、次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず、市営住

宅に入居させることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了

(4) 公営住宅建替事業による公営住宅の除却

(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第109号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

(6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却

(7) 現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて入居者を募集しようとしている公営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

(8) 公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

(公営住宅の入居者の資格)

宅に入居させることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 市営住宅建替事業による市営住宅の除却

(4) 令第5条に規定する特別な事由

(入居者の資格)

第7条 公営住宅に入居することができる者は、少なくとも次の各号の条件を具備する者でなければならない。

第7条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。ただし、次のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。）にあってはこの限りでない。

ア 60歳以上の者

イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(1)～(4) (略)

2 市長は、入居の申込みをした者が入居の要件を満たすかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該入居の申込みをした者と面接し、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査することができる。

3 (略)

4 法第23条第1号イに規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

ア (略)

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者で規則で定めるもの

ケ 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者

コ 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者

(2)～(5) (略)

2 市長は、入居の申込みをした者が前項第1号ただし書の市長が認める者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該入居の申込みをした者と面接し、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査することができる。

3 (略)

4 法第23条第1号イに規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

ア (略)

イ 第1項第1号ウ、エ、カ又はキに該当する者

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(2)・(3) (略)

5 (略)

(特定公共賃貸住宅の入居者の資格)

第7条の2 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 特優賃法施行規則第26条各号のいずれかに該当する者であること。

(2) 暴力団員でないこと。

(3) 市税等を滞納していない者であること。

2 特優賃法施行規則第7条第2号及び第26条第5号から第7号までに規定する市長が定める額は、48万7,000円とする。

(入居者資格の特例)

第8条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、第7条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る公営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる公営住宅の入居者は、第7条第1項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(2)・(3) (略)

5 (略)

(入居者資格の特例)

第8条 市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

(入居の申込み及び決定)

第9条 前3条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより、市長に入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定したときは、当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

3 市長は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考)

第10条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考については、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入(特定公共賃貸住宅の入居者にあつては、所得。第16条、第26条、第27条及び第36条において同じ。)に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

(6) (略)

2・3 (略)

(入居の手続等)

第12条 入居決定者は、市長が指定する日までに次に掲げる手続をしなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認める者については、第1

(入居の申込み及び決定)

第9条 前2条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより、市長に入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、入居者を決定したときは、当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

(入居者の選考)

第10条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考については、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

(6) (略)

2・3 (略)

(入居の手続等)

第12条 入居決定者は、市長が指定する日までに次に掲げる手続をしなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認める者については、第1

号に掲げる手続を必要としない。

(1) 連帯保証人(家賃債務保証業者登録規程(平成29年国土交通省告示第898号)第5条の登録を受けた家賃債務保証業者であって、市長が適当であると認めるものを含む。)の署名する請書を提出すること。

(2) (略)

2～4 (略)

5 入居決定者は、第3項により通知された入居可能日から7日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(公営住宅の家賃の決定)

第15条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、第16条第2項の規定により認定された入居者に係る収入(同条第3項の規定により更正されたときは、更正後の収入。第17条第1項及び第2項において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第4項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、令第2条に規定する方法により算定した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第36条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 新たに公営住宅の入居の決定を受けた者に係る公営住宅の毎月の家賃については、当該者の入居の申込みに係る収入(第9条第1項の規則で定めるところにより提出された書類に基づき、第16条第2項の規定の例に準じて認定された収入をいう。)を前項の入居者に係る収入とみなして同項本文の規定を適用する。

3・4 (略)

号に掲げる手続を必要としない。

(1) 連帯保証人(市内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。)2人の連署する請書を提出すること。

(2) (略)

2～4 (略)

(家賃の決定)

第15条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された入居者に係る収入(同条第3項の規定により更正されたときは、更正後の収入。第17条第1項及び第2項において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、令第2条に規定する方法により算定した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第36条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 新たに市営住宅の入居の決定を受けた者に係る市営住宅の毎月の家賃については、当該者の入居の申込みに係る収入(第9条第1項の規則で定めるところにより提出された書類に基づき、次条第2項の規定の例に準じて認定された収入をいう。)を前項の入居者に係る収入とみなして同項本文の規定を適用する。

3・4 (略)

5 市長は、公営住宅の入居者（法施行規則第8条で定める者に該当する者に限る。）が第16条に規定する収入の申告をすること及び第36条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条で定めるところにより、第36条第1項の規定による書類の閲覧等により把握した当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

（特定公共賃貸住宅の家賃の決定）

第15条の2 特定公共賃貸住宅の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう市長が定める額とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう特定公共賃貸住宅の家賃を変更することができる。

(1) 物価の変動に従い当該家賃を変更する必要があると認めるとき。

(2) 近傍同種の住宅の家賃又は他の特定公共賃貸住宅の毎月の家賃との均衡上必要があると認めるとき。

(3) 特定公共賃貸住宅について改良を施したことに伴い当該家賃を変更する必要があると認めるとき。

（収入の申告等）

第16条 （略）

2 市長は、前項の規定による申告又は第36条第1項の規定による書類の閲覧等に基づき、当該入居者に係る収入を認定し、当該収入を当該入居者に通知するものとする。

3 （略）

（収入の申告等）

第16条 （略）

2 市長は、前項の規定による申告に基づき、当該入居者に係る収入を認定し、当該収入を当該入居者に通知するものとする。

3 （略）

(収入超過者及び高額所得者の認定等)

第17条 市長は、毎年度、前条第2項の規定により認定した入居者に係る収入が第7条第5項に定める金額を超え、かつ、当該入居者が公営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により認定した入居者に係る収入が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が公営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

3 (略)

(明渡し努力義務)

第18条 収入超過者は、公営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第19条 第17条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者に係る公営住宅の毎月の家賃は、第15条第1項及び第5項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が当該期間中に公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、近傍同種の住宅の家賃の額以下で決定するものとし、令第8条第2項又は第3項の規定に基づき算出した額とする。

2 (略)

(高額所得者に対する家賃等)

第20条 第17条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者に係る公営住宅の毎月の家賃は、第15条第1項及び第5項並びに前条の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が当該期間中に公営住宅を明け

(収入超過者及び高額所得者の認定等)

第17条 市長は、毎年度、前条第2項の規定により認定した入居者に係る収入が第7条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により認定した入居者に係る収入が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

3 (略)

(明渡し努力義務)

第18条 収入超過者は、市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第19条 第17条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者に係る市営住宅の毎月の家賃は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が当該期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、近傍同種の住宅の家賃の額以下で決定するものとし、令第8条第2項の規定に基づき算出した額とする。

2 (略)

(高額所得者に対する家賃等)

第20条 第17条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者に係る市営住宅の毎月の家賃は、第15条第1項及び前条の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が当該期間中に市営住宅を明け渡した場合に

渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 市長は、第22条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限(同条第4項の規定による当該期限を延長したときは、延長後の期限)が到来しても公営住宅を明け渡さない場合にあっては、当該期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。

3 (略)

(公営住宅建替事業及び公営住宅の用途の廃止に係る家賃の特例)

第21条 市長は、法第40条第1項の規定により入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項若しくは第5項、第19条第1項又は前条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(高額所得者に対する明渡し請求)

第22条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、公営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 (略)

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに公営住宅を明け渡さなければならない。

4 (略)

あつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 市長は、第22条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限(同条第4項の規定による当該期限を延長したときは、延長後の期限)が到来しても市営住宅を明け渡さない場合にあっては、当該期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。

3 (略)

(市営住宅建替事業及び市営住宅の用途の廃止に係る家賃の特例)

第21条 市長は、法第40条第1項の規定により入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第19条第1項又は前条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(高額所得者に対する明渡し請求)

第22条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、市営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 (略)

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに市営住宅を明け渡さなければならない。

4 (略)

(期間通算)

第24条 市長が第8条第1項の規定による申込みをした者を他の公営住宅に入居させた場合における第17条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の公営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が第38条の規定による申出をした者を公営住宅建替事業により新たに整備された公営住宅に入居させた場合における第17条から前条までの規定の適用については、その者が当該公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された公営住宅に入居している期間に通算する。

(修繕費用の負担)

第28条 (略)

2 市長は、前項の規定にかかわらず、借上げに係る公営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。

3 入居者の責めに帰すべき事由によって第1項に規定する修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第29条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、市長が当該入居者の負担とすることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 共同施設、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持管理に要する費用

(期間通算)

第24条 市長が第8条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第17条から前条までの規定の適用については、その者が法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が第38条の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第17条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(修繕費用の負担)

第28条 (略)

2 入居者の責めに帰すべき事由によって前項に規定する修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第29条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)・(2) (略)

(3) 共同施設の使用に要する費用

(4) (略)

(収入状況の報告の請求等)

第36条 市長は、第15条第1項若しくは第5項、第19条第1項若しくは第20条第1項の規定による家賃の決定、第26条（第19条第2項又は第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収猶予、第22条第1項の規定による明渡しの請求、第23条の規定による住宅のあっせん等、第27条第4項の規定による敷金の減免若しくは徴収猶予又は第38条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 (略)

3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(公営住宅建替事業による明渡し請求等)

第37条 市長は、公営住宅建替事業の施行に伴い必要があると認めるときは、除却しようとする公営住宅に入居している者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに公営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合にあつては、当該期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の

(4) (略)

(収入状況の報告の請求等)

第36条 市長は、第15条第1項、第19条第1項若しくは第20条第1項の規定による家賃の決定、第26条（第19条第2項又は第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収猶予、第22条第1項の規定による明渡しの請求、第23条の規定による住宅のあっせん等、第27条第4項の規定による敷金の減免若しくは徴収猶予又は第38条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 (略)

(市営住宅建替事業による明渡し請求等)

第37条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い必要があると認めるときは、除却しようとする市営住宅に入居している者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合にあつては、当該期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の

家賃の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。

(新たに整備される公営住宅への入居)

第38条 公営住宅建替事業の施行により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者は、当該建替事業により新たに整備される公営住宅に入居を希望するときは、規則で定めるところにより、市長に入居の申出をしなければならない。

(市営住宅の明渡し請求)

第40条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。

(5)・(6) (略)

(7) 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。

(8) (略)

2・3 (略)

4 市長は、第1項第2号から第6号まで及び第8号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。

5 市長は、公営住宅が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

6 市長は、公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該公営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法(平成3年法律第90号)第34

家賃の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第38条 市営住宅建替事業の施行により除却すべき市営住宅の除却前の最終の入居者は、当該建替事業により新たに整備される市営住宅に入居を希望するときは、規則で定めるところにより、市長に入居の申出をしなければならない。

(市営住宅の明渡し請求)

第40条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(3) (略)

(4)・(5) (略)

(6) (略)

2・3 (略)

4 市長は、第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。

条第1項の通知をすることができる。

第3章 法第45条第1項に基づく公営住宅の社会福祉事業等への活用
(使用許可)

第41条 市長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人及び公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が公営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

第41条 市長は、市の職員のうちから、市営住宅監理員を任命する。

2 市営住宅監理員は、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を行う。

3 市長は、市営住宅監理員の職務を補助させるため、市営住宅管理人を置くことができる。

4 市営住宅管理人は、市営住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。

(立入検査)

第42条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員若しくは市長の指定した職員に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に入居している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅に入居している者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(社会福祉事業に係る使用の許可)

第43条 市長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人及び公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下

「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、公営住宅の使用を許可することができる。

2 (略)

(使用手続)

第42条 社会福祉法人等は、前条の規定により公営住宅を使用しようとするときは、規則の定めるところにより、使用の許可を申請しなければならない。

2 市長は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合は、当該社会福祉法人等に対して、当該申請を許可するときにあつては許可する旨とともに公営住宅の使用開始可能日を、許可しないときにあつては許可しない旨とともにその理由を通知するものとする。

3 社会福祉法人等は、前項の規定により、公営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、市長の定める日までに公営住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料)

第43条 (略)

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において公営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による市長が定める額を超えてはならない。

(準用)

第44条 社会福祉法人等による公営住宅の使用に当たっては、第25条、第27条から第31条まで、第37条、第40条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」と

「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

2 (略)

(使用手続)

第44条 社会福祉法人等は、前条の規定により市営住宅を使用しようとするときは、規則の定めるところにより、使用の許可を申請しなければならない。

2 市長は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合は、当該社会福祉法人等に対して、当該申請を許可するときにあつては許可する旨とともに市営住宅の使用開始可能日を、許可しないときにあつては許可しない旨とともにその理由を通知するものとする。

3 社会福祉法人等は、前項の規定により、市営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、市長の定める日までに市営住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料)

第45条 (略)

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による市長が定める額を超えてはならない。

(準用)

第46条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第25条、第27条から第31条まで、第37条、第40条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」と

あるのは「社会福祉法人等」と、第25条中「第12条第3項」とあるのは「第42条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第22条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第40条第1項」とあるのは「第47条」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第45条 市長は、公営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該公営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該公営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第46条 公営住宅を使用している社会福祉法人等は、第42条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第47条 市長は、社会福祉法人等が次の各号のいずれかに該当するときは、公営住宅の使用許可を取り消すことができる。

- (1) (略)
- (2) 公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があるとき。

第4章 法第45条第2項に基づく公営住宅のみなし特定公共賃貸住宅としての活用

(使用許可)

第48条 市長は、その区域内に特優賃法第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の中堅所得者等の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公営住宅を中堅所得者等に使用させることが必要であると認めるときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該

あるのは「社会福祉法人等」と、第25条中「第12条第3項」とあるのは「第44条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第22条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第40条第1項」とあるのは「第49条」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第47条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該市営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該市営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第48条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、第44条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第49条 市長は、社会福祉法人等が次の各号のいずれかに該当するときは、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。

- (1) (略)
- (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があるとき。

公営住宅をこれらの者に使用させることができる。

(特定優良賃貸住宅制度に基づく管理)

第49条 市長は、公営住宅を前条の規定に基づいて使用させる場合にあっては、当該公営住宅を特優賃法施行規則第24条に定める基準に従って管理する。

(入居資格)

第50条 第48条の規定により公営住宅を使用することができる者は、第7条の規定にかかわらず、第7条の2に規定する条件を具備する者でなければならない。

(家賃)

第51条 第48条の規定により使用に供される公営住宅の毎月の家賃は、第15条第1項若しくは第5項、第19条第1項又は第20条第1項の規定にかかわらず、当該公営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。

2 前項の入居者の収入の申告等については、第16条の規定を準用する。

3 第1項の近傍同種の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算定した額とする。

(準用)

第52条 第48条の規定による公営住宅の使用については、前3条に定めるもののほか、第5条、第6条、第9条から第14条まで、第21条、第25条から第33条まで、第36条から第40条まで及び第54条の規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「前3条」とあるのは「第50条」と、第25条第1項中「第22条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、第36条第1項中「第15条第1項若しくは第5

項、第19条第1項若しくは第20条第1項の規定による家賃の決定、第26条（第19条第2項又は第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収猶予、第22条第1項の規定による明渡しの請求、第23条の規定による住宅のあっせん等、第27条第4項の規定による敷金の減免若しくは徴収猶予又は第38条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第51条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

第5章 補則

（市営住宅監理員及び市営住宅管理人）

第53条 市長は、市の職員のうちから、市営住宅監理員を任命する。

2 市営住宅監理員は、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を行う。

3 市長は、市営住宅監理員の職務を補助させるため、市営住宅管理人を置くことができる。

4 市営住宅管理人は、市営住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。

（立入検査）

第54条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員若しくは市長の指定した職員に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に入居している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅に入居している者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関

係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(過料)

第55条 市長は、入居者が詐欺その他不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(委任)

第56条 (略)

別表 (第3条関係)

名 称	位 置
(略)	
金谷団地	むつ市松山町
<u>田名部まちなか住宅</u>	<u>むつ市田名部町</u>
(略)	

(委任)

第50条 (略)

別表 (第3条関係)

名 称	位 置
(略)	
金谷団地	むつ市松山町
(略)	

報告第13号参考資料

むつ市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第18条の9 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第20条の3の2 (略)</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第18条の9 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第20条の3の2 (略)</p>

後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第35条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第35条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払

者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法等)

第22条 個人の市民税は、第28条、第31条の2第1項、第31条の5又は第35条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 (略)

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(個人の市民税の納税通知書)

第25条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額(第31条第1項又は第31条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第31条第1項又は第31条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第28条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。

者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法)

第22条 個人の市民税は、第28条、第31条の2第1項、第31条の5又は第35条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 (略)

(個人の市民税の納税通知書)

第25条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額(第31条第1項又は第31条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第31条第1項又は第31条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第28条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)・(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第20条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないとして認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となっ

(1)・(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第20条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないとして認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となっ

た者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日に属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第30条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日まで

た者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日に属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第30条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日まで

に、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第31条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により、給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第24条第1項の納期がある場合には、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収)

第31条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等

に、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第31条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により、給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第24条第1項の納期がある場合には、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第31条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等

年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第31条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第28条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第31条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第24条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第31条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定

年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第28条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第31条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第24条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第31条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定

により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第24条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（法人の市民税の申告納付）

第32条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの

により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第24条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

（法人の市民税の申告納付）

第32条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの

規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2～4 (略)

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第33条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第

規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～4 (略)

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第33条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項

31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 （略）

（種別割の税率）

第58条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ （略）

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの）にあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) （略）

（たばこ税の申告納付の手続）

第75条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日ま

又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 （略）

（種別割の税率）

第58条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ （略）

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの）にあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) （略）

（たばこ税の申告納付の手続）

第75条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日ま

での間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第73条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第73条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 （略）

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第78条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第78条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告

での間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第73条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第73条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 （略）

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第78条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第78条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告

加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

2 (略)

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第7条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第20条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第20条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(読替規定)

第9条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第43条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

(固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

2 (略)

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第7条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第20条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第20条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(読替規定)

第9条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第43条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2 (略)

3 固定資産税に係る法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

4 固定資産税に係る法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

5 (略)

6 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第9条の3 (略)

2～11 (略)

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

第9条の2 (略)

2 (略)

3 固定資産税に係る法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

4 固定資産税に係る法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

5 (略)

6 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第64条に規定する特例対象資産にあつては、0)とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第9条の3 (略)

2～11 (略)

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

1 3 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

1 4 (略)

1 2 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

1 3 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第14条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第14条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第57条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第14条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条の6 (略)

2 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第15条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第58条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日か

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第14条の2の2 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条の6 (略)

2 (略)

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第57条の2の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第15条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第58条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日か

ら令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

ら令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第58条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車^イが令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア ^イ	3,900円	2,000円
第2号ア ^ウ a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア ^ウ b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第58条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車^イが令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年

度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第58条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第58条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第15条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において

の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第58条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第58条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第15条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において

同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第19条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するとき

同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第19条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するとき

における前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条の3 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第18条の7の規定を適用する。

(都市計画税に係る法附則第15条第32項の条例で定める割合)

第25条 都市計画税に係る法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

(都市計画税に係る法附則第15条第33項の条例で定める割合)

第25条の2 都市計画税に係る法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

第34条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第

における前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条の3 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第18条の7の規定を適用する。

(都市計画税に係る法附則第15条第33項の条例で定める割合)

第25条 都市計画税に係る法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

(都市計画税に係る法附則第15条第34項の条例で定める割合)

第25条の2 都市計画税に係る法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

第34条 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第

38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第124条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第124条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

報告第14号参考資料

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算</p>

額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～オ （略）

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～オ （略）

2 （略）

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2第1項において同じ。）である場合における第4条及び前条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得につい

額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～オ （略）

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～オ （略）

2 （略）

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第4条及び前条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得につい

ては、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第24条の2 （略）

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

附 則

1～7 （略）

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定す

は、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第24条の2 （略）

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

附 則

1～7 （略）

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定す

る総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第

る総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2

34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

11 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

11 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

16・17 (略)

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」と

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

16・17 (略)

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額

あるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

20～22 (略)

20～22 (略)

報告第15号参考資料

むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、本市に係る半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画（以下「認定産業振興促進計画」という。）に記載された法第9条の2第2項第1号に規定する計画区域内において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第2号又は第45条第3項の表の第2号の規定の適用を受ける<u>法第17条に掲げる事業の用に供する施設又は設備（同法第12条第4項の表の第1号の上欄又は第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区内において當む当該事業の用に供する施設又は設備を除く。次条において「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者について、固定資産税を軽減することにより、本市の振興及び均衡ある発展に資することを目的とする。</u></p> <p>(不均一課税)</p> <p>第2条 認定産業振興促進計画に記載された法第9条の2第2項第4号に掲げる計画期間の初日（以下「計画期間の初日」という。）から<u>令和7年3月31日</u>までの間に、<u>対象施設等である家屋及び償却資産であって取得価額の合計額が500万円（製造の事業又は旅館業の用に供する施設又は設備の取得である場合は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、本市に係る半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画（以下「認定産業振興促進計画」という。）に記載された法第9条の2第2項第1号に規定する計画区域内において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第2号の<u>中欄</u>又は第45条第3項の表の第2号の<u>中欄</u>の規定の適用を受ける<u>製造の事業、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）及び情報サービス業等の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者について、固定資産税を軽減することにより、本市の振興及び均衡ある発展に資することを目的とする。</u></p> <p>(不均一課税)</p> <p>第2条 認定産業振興促進計画に記載された法第9条の2第2項第4号に掲げる計画期間の初日（以下「計画期間の初日」という。）から<u>令和5年3月31日</u>までの間に、<u>租税特別措置法第12条第4項の表の第2号又は第45条第3項の表の第2号の規定の適用を受ける家屋及び償却資産（前条に規定する事業の用に供するものに限る。）であって取得価額の合計額が500万</u></p>

条の9第10項第1号に規定する資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下である法人にあつては1,000万円、資本金の額等が5,000万円超である法人にあつては2,000万円)以上のもの並びに当該家屋の敷地である土地(計画期間の初日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税については、不均一の課税(以下「不均一課税」という。)をする。

円(製造の事業又は旅館業の用に供する施設又は設備の取得である場合は、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下である法人にあつては1,000万円、資本金の額等が5,000万円超である法人にあつては2,000万円)以上のもの並びに当該家屋の敷地である土地(計画期間の初日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税については、不均一の課税(以下「不均一課税」という。)をする。

報告第16号参考資料

むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(課税免除)</p> <p>第2条 法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本計画の同意（当該同意が令和7年3月31日までに行われたものに限る。）の日（以下「同意日」という。）から令和7年3月31日までの期間内に、承認地域経済牽引事業のための施設（以下「対象施設」という。）で次に掲げる要件に該当するもの（以下「適用対象施設」という。）を同条第2項第1号に規定する促進区域内に設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、適用対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該適用対象施設の用に供する部分に限るものとし、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「総務省令」という。）第3条第2号に規定する事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第2条 法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本計画の同意（当該同意が令和5年3月31日までに行われたものに限る。）の日（以下「同意日」という。）から令和5年3月31日までの期間内に、承認地域経済牽引事業のための施設（以下「対象施設」という。）で次に掲げる要件に該当するもの（以下「適用対象施設」という。）を同条第2項第1号に規定する促進区域内に設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、適用対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該適用対象施設の用に供する部分に限るものとし、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「総務省令」という。）第3条第2号に規定する事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>